平成２４年（フ）第１１１３号
神戸市北区有野台４丁目１番の８
破産者　株式会社シンコー商会
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４５号
大分市大字畑中872番地の１
破産者　スマイルオート有限会社
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６４号
京都市西京区山田中吉見町19番地11、商業登記簿上の本店所在地京都市西京区上桂前川町116番地インペリアル上桂502号
破産者　有限会社池森造園
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
松江市東出雲町内馬1416番地６
破産者　有限会社山陽機工
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
島根県益田市高津町ロ458番地25
破産者　有限会社狩野企画
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第８２８号
岡山市中区倉田532番地８　ムサシノビル西館502号室、申立時の住所岡山市南区豊成２丁目９番22号　21ハイツ豊成201号室
破産者　入野　清子
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９６号
岡山市北区佐山2502番地２
破産者　洲﨑　博
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
香川県高松市香川町川東下1187番地19
破産者　岡野　清子（旧姓刀根）
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２９号
愛媛県松山市宮西１丁目２番１号フジグラン松山６Ｆ元気堂
破産者　有限会社新生医療会
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９６号
愛媛県今治市松木166番地８
破産者　株式会社元気堂
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６５号
静岡県浜松市南区米津町964番地
破産者　平野　知子
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
佐賀県唐津市菜畑4055番地１　コーポラス山口Ｂ―101号、前住所佐賀県唐津市相知町相知1470番地６
破産者　森山　正志
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０６号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野885―３　２階１号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地４
破産者　木村　峰春
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野885―３　２階１号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地４
破産者　木村恵美子
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
静岡市葵区水落町17番７号　国光マンション205号
破産者　野崎　守男
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５２号
静岡県浜松市中区早出町1222番地の１、前住所静岡県浜松市西区伊左地町7016番地の５
破産者　野嶋　直人
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４１０号
愛知県小牧市大字大草884番地３
破産者　神谷　明美
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１０号
愛知県大府市若草町４丁目70番地　サンヒルズながた303号
破産者　華夏こと　野口　裕子（旧姓富山）
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５９６号
大阪府枚方市招提中町２丁目31番５―102号
破産者　倉田　康則
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部